

議案第31号

北九州市教育委員会文書規程の一部改正について

北九州市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年10月27日提出

北九州市教育委員会

教育長 田島 裕美

提案理由 行政手続の簡素化を推進し、行政事務の効率化を図るため、北九州市教育委員会文書規程で定める特殊文書収配簿等への押印の義務付けを廃止する必要があるので、この訓令案を提出する。

空白

# 北九州市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令について

教育委員会総務部総務課

## 1 改正理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、行政手続きのオンライン化や、テレワークの活用の必要性がより一層高まっており、これらの推進のためには、行政手続における、書面・押印・対面の見直しが不可欠となっている。

また、総務省からも、7月に、自治体における書面規制、押印、対面規制の見直しに係る留意事項が示された。

本市では、国から示された留意事項も踏まえ、押印の見直し作業を進めるため、市が所管する全ての行政手続きを対象に、押印の実態調査を行ったところである。

この調査結果に基づき、本市では、国県等の法令等で押印が義務付けられているものを除き、原則、押印義務付けを廃止していく方針であり、その一環として特殊文書収配簿等への押印義務付けを廃止するため、北九州市教育委員会文書規程（昭和47年北九州市教育委員会訓令第1号。以下「規程」という。）の一部改正を行うもの。

なお、規程には今回改正する規定以外にも押印を義務付ける規定があるが、以下に掲げる理由から従前の取扱いとし、改正の対象としない。

- ・第8条第1項に基づく受付印（第3号様式）は、受付記録を署名等で行うよりも受付印で行う方が、利便性が高く、作業効率も良い。
- ・第9条第2項に基づく決裁用ゴム印（第4号様式）は、決裁等を行うにあたり学校事務上必要であること。

## 2 改正の内容

規程第6条第3項に基づく特殊文書収配簿（第1号様式）及び郵便切手受払簿（第2号様式）の押印の義務付けを廃止するもの。

### （1）特殊文書収配簿（第1号様式）

第1号様式中「~~⑩~~」を削る。

### （2）郵便切手受払簿（第2号様式）

第2号様式中

文取 扱者	文主 任
書印	書印

文取 扱者	文主 任
書者	書任

を

に改める。

## 3 施行期日

令和2年11月1日

北九州市教育委員会訓令第 号

序中一般

北九州市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 月 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令

北九州市教育委員会文書規程（昭和 47 年北九州市教育委員会訓令第 1 号）  
の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中「印」を削る。

第 2 号様式中

「

文取扱者	文主任
書印	書印

」 を 「

文取扱書者	文主任書任

」 に改める。

付 則

この訓令は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

新		第1号様式(第6条関係)		第1号様式(第6条関係)		日	
特殊文書収配簿				特殊文書収配簿			
第 号	区分(該当を○で囲む) 電報 特殊送達 書留 小荷物 小包 現金書留 現金為替 小切手、送金通知 書 ¥_____)	差出人 (登信番号)	文書主任	第 号	区分(該当を○で囲む) 電報 特殊送達 書留 小荷物 小包 現金書留 現金為替 小切手、送金通知 書 ¥_____)	差出人 (登信番号)	文書主任
受 手	月 日	あて名 受領者氏名	文取扱者	受 手	月 日	あて名 受領者氏名	文取扱者
件	宛	月 日	文書主任	件	宛	月 日	文書主任

(B 5半)

## 第2号様式(第6条関係)

## 郵便切手受扱簿

郵便切手受扱簿		第2号様式(第6条関係)		第2号様式(第6条関係)		日	
郵便切手受扱簿				郵便切手受扱簿			
受 手	件	先	文取扱者	受 手	件	先	文取扱者
月 日	宛	ハガキ	文書主任	月 日	宛	ハガキ	文書主任
件	名	円	印	件	名	円	印
受 手	文取扱者	枚	枚	受 手	文取扱者	枚	文取扱者
月 日	文書主任	枚	枚	月 日	文書主任	枚	文書主任

(B 5半)